

一 争議発生場所

府下北豊島郡赤塚村宇成増一四二三

二 事業主例

イ 名稱 小林伸銅所 (個人経営)

ロ 事業主 小林春吉

ハ 資本金 壹万五千圓

ニ 事業種類 伸銅業

ホ 使用労働者 男二二名

三 労働者側

イ 争議参加者 全員

ロ 加盟労働組合 總同盟東京鐵工組合川口支部膝折分会

ハ 労働組合加盟者 男十名

四 争議発生時

昭和四年三月十七日

五 争議発生原因

事業主「隣村埼玉縣白子村ヨリ通勤中、職工秋元源次郎外二三名カ労働組合ニ加入方勧誘シ居ル模様アルヲ察知レシカ、対策ニシテ三月十六日冬業後一同

集メテ待遇改善上、希望意見アラハ申出ラレタリト申

渡シタル處一職工ヨリ十時間制トシ、手当料(目下四十八)

増シ中食時向ヲ三十分ニセラレ度ト申出アリ各人ノ

意見纏ラサリシカ工場主以上三項目ノ改善以外ニ意

見ナラハ考慮ノ上善處スヘシト述ヘタルニ總同盟鐵工組

合川口支部膝折分会ニ加盟、前記秋元源次郎

永吉繁徳外二三名ハ協議、上明日回答スヘシト述ヘ